

重 要

令和2年4月1日

4月22日(水)開催 法定講習会 受講予定の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、宅地建物取引士法定講習について、教材を用いた自宅学習及び効果測定（確認テスト）を行う国の特例措置の方針が示されました。

この方針を踏まえ、4月22日開催の法定講習については、以下の対応となりますのでお知らせします。

1. 講習方法

教材を用いた自宅学習、確認テストによる効果測定を行うことにより実施します。

2. 教材等の配付・新宅地建物取引士証の交付

当日、会場において、受講票により本人確認のうえ教材等（「テキスト4冊」・「県からの講義資料」・「法定講習 学習報告書」・「確認テスト（問題B）」を配付します。

同時に現在お持ちの宅地建物取引士証（取引主任者証）と引き換えに新しい宅地建物取引士証を交付します。

日 時：令和2年4月22日（水）午前8時50分～10時 の間にお越しください。

場 所：鳥取県立倉吉体育文化会館 1F 教養室1

倉吉市山根529-2 TEL0858-26-4411

提出物：① 受講票（裏面に住所・氏名をご記入ください）

② 現在お持ちの宅地建物取引士証（取引主任者証）

3. 学習方法

ご自宅で教材を熟読（目安6時間程度）し、内容を十分理解したうえで「法定講習 学習報告書」と「確認テスト（問題B）」を作成してください。

「法定講習 学習報告書」と「確認テストB」を4月28日（火）までに当協会へ提出してください。

※ 新しい宅地建物取引士証は、「法定講習 学習報告書」と「確認テストB」を提出していただくことを前提での交付となります。

※ 「法定講習 学習報告書」と「確認テストB」の提出がない場合は、鳥取県から指導等がある場合があります。

※ 今回の特例の措置について、受講料の返金はできません。

【お問い合わせ先】

（公社）鳥取県宅地建物取引業協会

〒680-0036 鳥取市川端2-125 鳥取県不動産会館

TEL：0857-23-3569

FAX：0857-27-1854